

こども本の森京都 指定管理者募集要項

こども本の森京都（以下「本の森」という。）について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「手續条例」という。）第2条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を以下のとおり募集します。

1 対象施設

(1) 名称及び設置根拠

名 称 こども本の森京都
設置根拠 こども本の森京都条例

(2) 設置目的

子どもの豊かな感性と創造力を育むため、子どもが安心して過ごすことができる環境において、子どもを対象とする良質で多様な図書を一般の利用に供するとともに、子どもに対する文化芸術の鑑賞及び体験の機会の提供等を行うことを目的とする。

(3) 施設の位置付け

文化施設

(4) 施設の概要

施設の所在地	京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町5 5 3 番地
施設の内容	構 造：木造、一部鉄骨造平家建て（予定） 建築年代：昭和12年10月 敷地面積：約1,270㎡ 延床面積：約600㎡ そ の 他：京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「3条 その他条例」という。）に基づき「保存建築物」に登録され、建 築基準法の適用除外指定を受けた、現状変更の規制及び保存のた めの措置が講じられている建築物（予定）

2 業務の概要

(1) 指定管理者の業務の範囲

指定管理者は、本の森の設置目的の達成及びこども本の森京都基本方針の実現のため、以下の業務を行うこととします。詳細については、別添の「こども本の森京都指定管理者要求水準書」を参照してください。

ア 施設の運営業務

イ 施設の維持管理業務

ウ その他京都市が必要と認める業務

※ このほか、下記4(7)に記載のとおり自主事業を実施することができます。

(2) 指定期間

令和9年12月1日（現時点での想定）から令和13年3月31日までの3年4か月とします。

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(3) 指定管理料

255,000,000円（3年4か月）（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

※ 京都市が各年度に支払う指定管理料の額は、指定候補者として選定された申請団体の収支計画書を基に、予算の範囲内で双方協議のうえ協定書において定めます。

※ 初年度については、施設の改修工事の進捗等により、指定期間が変更となる可能性があります。その場合の指定管理料は、実際の指定開始月から算定して支払います。

※ 指定管理料については、賃金・物価水準の変動に応じて、その変動分を指定期間2年度目以降の指定管理料に反映する仕組みである「賃金・物価スライド制度」の考え方を導入します。

上記の指定管理料の上限額は、現時点における上限額であり、指定管理者に対して令和10年度以降に支払われる指定管理料は、今回提案いただく指定管理料に「賃金・物価スライド制度」に基づいて算出された金額を加味することとなります。

指定期間中、2年目以降における賃金・物価変動による管理運営コストの変動については、「賃金・物価スライド制度」に記載の方法で反映するため、収支計画には賃金・物価変動を含めず、作成してください。

制度の詳細については、京都市情報館（下記URL）を参照してください。

京都市情報館 URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000351231.html>

※ 収支計画（費用の見積額）が上記の指定管理料の上限額を超過したものとなっていた場合は、失格とします。

3 応募資格

(1) 要件

応募できる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）で、本の森の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ、次に掲げる要件に該当する者とします。

ア 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ウ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 団体が京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でなく、団体の代表者、役員又はその使用人が同条第4号に規定する暴力団員等又は第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと（法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体である等の例外を除き、原則として、応募に当たり誓約書を提出いただきます）。

カ 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税

(ウ) 京都市の市民税及び固定資産税

(エ) 京都市の水道料金及び下水道使用料

キ その他指定管理者としてふさわしくない団体でないこと。

(2) 複数の団体による応募

複数の団体での共同による応募の場合は、グループを構成する団体すべてが、(1)で示す要件を満たさなければなりません。また、そのグループを構成する団体が単独で、又は他のグループの構成団体として応募することは認められません。

なお、共同による応募の場合は、代表となる団体をあらかじめ選定してください。

4 管理運営に関する基本的事項

(1) 休館日及び開館時間

ア 休館日

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※ 月曜日が祝日の場合は翌平日が休館日

イ 開館時間

午前9時30分から午後5時まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検もしくは整備、天災その他やむを得ない事由のあるとき又は本の森の効用を発揮するため必要があるとき（※）は、あらかじめ京都市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができます。

※ 施設の魅力向上や利用者へのサービス向上のため、開館日の拡大、開館時間の延長等を実施する場合、休館日や開館時間外に指定管理者による自主事業を実施する場合などを含みます。

※ 定例の図書整理については開館日の閉館後又は所定の休館日に実施するなど、臨時休館とならないよう努めてください。

(2) 入館料

入館料は、無料とします。

(3) 踏まえるべき京都市の方針

施設の管理運営や事業の企画・実施に当たっては、関係する法令等のもとより、以下の方針を踏まえてください。

ア 京都基本構想

イ 京都市はぐくみプラン<2025-2029>（京都市子ども・若者総合計画）

※ 当該プランの計画期間終了後等には、新たに作成される同様の位置付けによるプラン等を踏まえて施設の管理運営等を行う必要があります。

(4) 事業計画書及び報告書

指定管理者は、指定期間中の年度ごとに事業計画を作成し、京都市が指定する期日までに、文書により提出することとし、また、事業の実施状況等について、それぞれ月次報告・四半期報告・年次報告を文書により提出することとします。また、これら以外にも随時、必要に応じて報告等を求めることがあります。

(5) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、管理運営業務を包括的に再委託し、又は請け負わせることはできません。清掃、緑地管理、保守点検や警備等の個別の業務に関しては、協議のうえ協定書で定めます。

(6) 京都市公契約基本条例

指定管理者は、京都市公契約基本条例の趣旨に則り、業務の再委託を行う場合は、市内中小企

業の活用に努めてください。

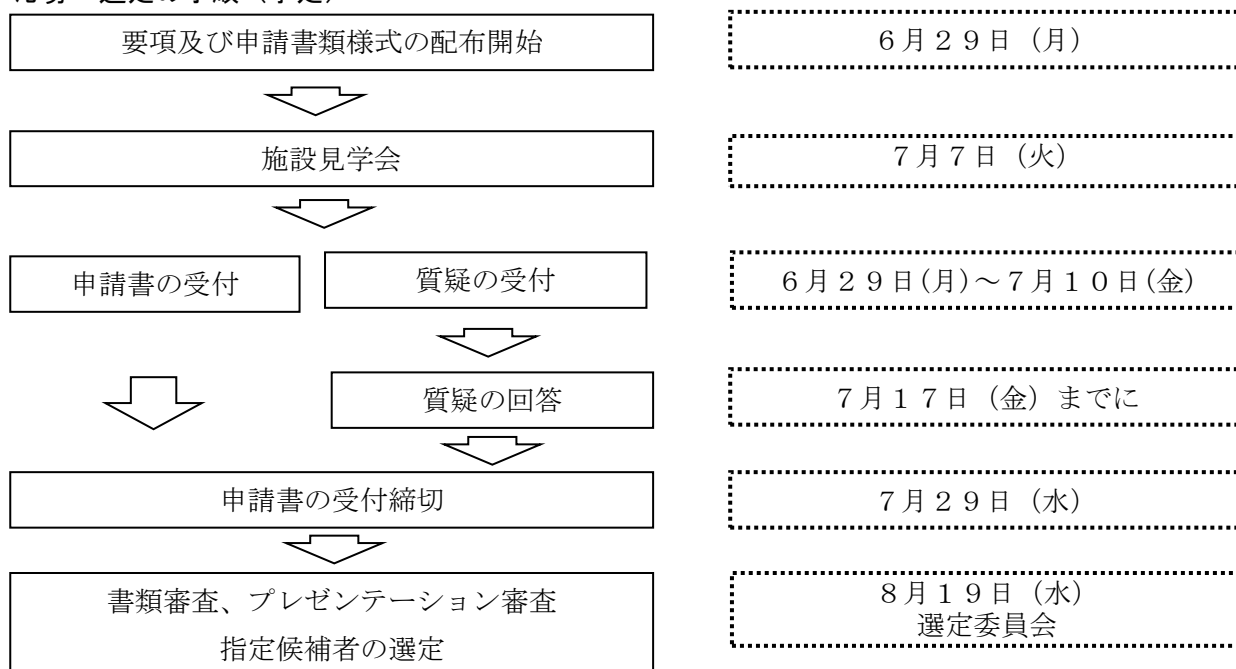
(7) 自主事業等

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、指定管理者が自ら提案した自主事業を実施することができます。賑わいの創出や地域の活性化、市民サービスの向上等を図るため、積極的な提案を求めます。

(8) 損害賠償保険への加入

指定管理者は、管理業務を開始するまでに施設賠償責任保険の保険契約を締結し、指定の期間中、当該保険に引き続き加入しなければならないものとします。

5 応募・選定の手順（予定）



6 応募手続

(1) 応募方法

以下の方法により応募してください。応募に要する経費等は、すべて応募団体の負担とします。

必要書類	別紙1-1「提出書類一覧表」のとおり ※ 提出方法については、別紙1-2を参照してください。
提出期間	令和8年6月29日(月)から令和8年7月29日(水)まで ※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
提出方法	書類の確認を行いますので、事前に連絡のうえ、持参してください。
提出場所	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎5階 京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 電話 075-222-3922 (直通) FAX 075-251-2322 電子メール kosodatesien@city.kyoto.lg.jp

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

なお、回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

質疑の資格	本要項中「3 応募資格」を満たす者とします。
質疑の方法	質疑の要旨を別紙2「こども本の森京都の指定管理者募集に係る質問について」に簡潔にまとめ、前記提出場所まで持参又は郵送、FAX、電子メールのいずれかで、期間内に到着するよう送付してください。 受付期間外の提出及び口頭、電話等でのお問合せには回答できません。 なお、電子メールで提出する場合は、必ず本市に電話にて連絡してください。
受付期間	令和8年6月29日(月)～7月10日(金) 午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
回答	令和8年7月17日(金) 午後5時までに全ての質疑及び回答を子ども若者未来部育成推進課のホームページに掲載します。回答はこの要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(3) 応募書類の取扱い

ア 内容の変更

提出期間の終了後は、応募書類の内容を変更することはできません。

イ 書類の返却

応募書類は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

ウ 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募した団体に帰属します。ただし、京都市は、指定候補者の公表等により必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本市は事業計画等応募書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があります。応募団体はこれに対して異議を申し立てることができません。

エ 第三者の権利の侵害

応募団体が、応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募団体が負うものとします。

(4) 追加書類の提出

京都市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 虚偽の記載

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(6) 京都市が提供する資料の取扱い

京都市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、京都市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(7) 応募の辞退

応募書類の提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(8) 最新の施設図面の配布

別添の「こども本の森京都指定管理者要求水準書」には、令和8年1月時点の施設図面案を提示しています。最新の施設図面案データの配布を希望する場合は、以下のとおり申請してください。

なお、配布する最新の施設図面案データの取扱いは(6)に同じです。

ア 申請受付期間

令和8年6月29日(月)～7月24日(金) 午後5時まで

イ 配布の流れ

- ・ 電子メールで申請してください。送信先は(1)に記載の電子メールアドレスとし、電子メールの本文に、最新の施設図面案データの配布を希望する旨、配布希望者名（法人又は団体の場合は、その名称及び担当者氏名）及び連絡先電話番号を記載してください。
- ・ 電信メールの送信後、(1)に記載の電話番号あてに速やかに到達確認の連絡をしてください。
- ・ 受付確認後、順次、京都市から施設図面案データを電子メールで送付します。

(9) 施設見学会

別紙3-1「施設見学会実施要領」のとおり、次の日程で施設見学会を開催しますので、参加希望者は令和8年7月3日(金)午後5時までに、別紙3-2「施設見学会参加申込書」を提出してください。提出方法は、(1)に記載の提出場所あて、持参又は郵送、FAX、電子メールのいずれかによるものとします。FAX、電子メールによる場合は、送信後、(1)に記載の電話番号あてに速やかに到達確認の連絡をしてください。

なお、施設見学会当日の施設は、改修前のものとなります。

また、施設見学会において、質疑はお受けしません。

日時 令和8年7月7日(火) 午後2時～3時(予定)

場所 元京都市立明倫幼稚園(京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町553番地)

7 指定候補者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

京都市が設置するこども本の森京都指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の意見を聴取したうえで、市長が決定します。詳細は、以下を御確認ください。

(2) 選定委員会

応募団体及び応募団体の代理人並びにそれ以外の関係者が、指定管理者の選定に関して選定委員会の委員に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とすることがあります。

【こども本の森京都指定管理者選定委員会委員】 (五十音順・敬称略)

古賀 松香	京都教育大学教育学部教授
佐々木 美緒	京都精華大学人文学部図書館司書課程専任准教授
松岡 惟	市民公募委員
村尾 典雄	明倫学区自治連合会副理事長
山田 陽子	公認会計士
吉岡 洋	京都芸術大学文明哲学研究所教授

(3) プレゼンテーション及び実地調査

ア プレゼンテーション

応募内容に関し、応募団体から委員に対するプレゼンテーションの機会を設けます。このプレゼンテーションには、各応募団体から5名以内の出席を求めます。日時及び場所については、別途通知します。

プレゼンテーションでは、応募書類に基づいて15分以内で具体的な運営・管理方法について説明してください。なお、プロジェクター投影資料を用いることを認めますが、内容は提出書類（別紙1-1「提出書類一覧」参照）の範囲に限ります。

※ 投影資料はPowerPoint（Microsoft社）を基本とします。また、会場に設置のパソコンのOSはWindowsを予定しています。

イ 実地調査

京都市が必要と認める場合は、応募者が運営する施設等の実地調査を行うことがあります。

(4) 審査方法

提出書類とプレゼンテーションの結果をもとに、選定委員会が審査を行い、指定候補者、第2順位、第3順位を選定します。ただし、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(5) 選定基準及び審査項目

手続条例第4条第1項に定める次の選定基準に照らして、申請団体の審査を行います。

ア 施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

イ 施設の設置の目的及びこども本の森京都基本方針に照らしその管理を効果的かつ効率的に行うことができるものであること。

ウ 施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
具体的な審査項目及び項目ごとの配点については、次ページの表のとおりです。

(6) 審査結果

指定候補者の選定は、令和8年8月を予定しています。審査結果については、各応募団体に文書により通知します。

(7) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、応募の状況、選定した指定候補者及び審査結果とともに、すべての応募団体に係る各項目の評価及び合計点を公表します。

(8) 仮協定の締結

指定候補者と細部について協議を行い、京都市と指定候補者は、本の森の管理運営に関する仮協定書（業務仕様書を含む。）を締結するものとします。

審査項目及び配点

審査項目		審査内容	配点	
指定管理者としての適格性 (20点)	財務状況	財務状況の健全性・安定性は十分か。	10点	
	法令順守	組織としてコンプライアンスの推進に取り組んでいるか。	5点	
	実績	同種事業の実績を有するか。	5点	
事業運営に関する計画 (95点)	事業計画	本の森の設置目的や基本方針に沿って、以下の①から⑤について適切かつ独創的又は工夫のある事業を計画し、その具体性や実現性は十分であるか。		
		①安心して過ごせる居場所づくり	子どもたちが本を起点に歴史や文化に触れながら、地域に見守られ安心して過ごせる「居場所」が創出できるか。	10点
		②知的好奇心を刺激し、感性をはぐくむ空間	子どもたちが自由に探索し、発見できるような、魅力的な蔵書構成を行い、子どもたちの知的好奇心を高め、子どもが自ら表現する豊かな感性をはぐくめるか。	10点
		③本物（ほんまもん）との出会いの場の創出	文化と賑わいが共存するまち明倫学区の特徴を生かし、子どもたちが、文化・芸術に触れることで、子どもたちの五感を刺激し、京都への愛着や豊かな想像力を高める機会を創出できるか。	10点
		④地域コミュニティとのつながり	子どもたちと地域が共生し、賑わいのある場所を創出できるか。	10点
	⑤選書方針・配架方法	上記①から④を踏まえた選書方針、ゾーニングやジャンル分け等の配架方法が計画されているか。	10点	
	運営体制	職員の配置、職員の育成計画、労働条件等は適正か。	10点	
	入館計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期・閑散期の入館受付の方法、集客・利用促進の計画が具体的で十分なものか。 ・利用者の事故防止・安全確保の計画が具体的で十分であるか。 ・明倫学区住民が本の森を利用しやすくする工夫があるか。 	10点	
施設管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、警備、施設等の維持管理の計画が具体的で十分なものか。 （京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例への対応を含	5点		

		む。) ・運営の評価や利用者ニーズ把握の仕組みを構築し、提供するサービスの質の確保が期待できるか。 ・情報公開及び個人情報保護等の方策が示されているか。 ・緊急時のマニュアルを整備し、組織体制を確立しているか。	
	自主事業	本の森の価値向上に資する自主事業の計画があるか。	5点
	市内中小企業等	京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有するか。	5点
		市内中小企業への発注に対する考え方が示されているか。	5点
	効率的で適切な収支計画	・適切・良質なサービスが提供できる妥当な収支計画を示しているか。 ・経費節減等による効果的で効率的な経営に向けた努力が期待できるか。	5点
価格 (5点)		提案金額の妥当性	5点
合計得点 (審査項目の得点合計)			120点
合計得点 (百分率表示) ※小数点第2位を四捨五入			100点

8 指定管理者の指定

(1) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、市会に指定候補者を指定管理者とする議案を提案し、議決を受けたうえで、指定管理者を指定します。ただし、市会の議決前に指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、上記ただし書の場合又は市会の議決が得られなかった場合においても、指定候補者が本件に関して支出した費用については補償しません。

(2) 協定の締結

市会において、指定管理者の指定の議案及び指定管理料に係る予算の議決があった後に、京都市から議決のあった旨を指定管理者に通知します。この通知があったとき、先に締結した仮協定が本協定となります。

(3) 引継ぎについて

指定期間終了又は指定取消しにより、次期指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、業務引継書を作成し、必要なデータ等について無償で提供していただきます。

なお、次期指定管理者への業務の引継ぎに要する費用は、すべて現指定管理者として業務を行っていた団体の負担となります。

9 開館準備について

指定期間は令和9年12月1日から令和13年3月31日（3年4か月間）ですが、令和8年

1 1月から令和9年1 1月の開館準備業務を、本の森の指定管理者として選定された事業者に委託する予定です（93,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、別途委託契約を締結する予定。委託料は指定管理料には含まない。）。

以下に開館に向けた準備業務について記載しておりますので、御確認ください。

なお、各種業務における計画・方針等は応募書類において提案した内容に沿って検討するものとし、その決定に当たっては、京都市と協議することを要します。

また、各種業務により調達した備品・システム等は京都市に帰属するものとし、指定管理者が変更となる場合は、次の指定管理者に引き継ぐものとします。

ア 図書の選定

本の森に配架する図書（1万冊程度）について、本の森の設置目的（1(2)参照）を踏まえ、選書方針を策定のうえ、配架計画や分類法を作成し、配架図書を選定する。なお、主な対象年齢は、未就学児から小学生とし、絵本・児童書を中心として、図鑑、写真集、文化・芸術、京都の文化、慣習、歴史、伝統工芸に関するもの等を揃えること。

イ 図書の調達（購入）

上記アに基づき、選定した図書を購入する。ただし、市民等から京都市に寄贈された図書の中に選定した図書がある場合は、寄贈された図書を優先的に使用する。

ウ 図書の調達（寄贈）

図書の寄贈を受け付けるため京都市内に場所を手配し、京都市が指定する1か月程度の間、市民等が持参又は郵送する図書の寄贈受付等を行う。

寄贈された図書は適切に保管し、本の森の建物が完成した後、上記アに基づき、選定した図書を保管場所から本の森へ運搬する。なお、寄贈された図書の保管場所として受付場所以外の場所を手配する場合、保管場所は京都市外であっても差支えない。

エ 図書の装備、管理システムの構築

図書の所在の管理及び保護を目的に、図書に受託者が指定管理者として運営する上で必要と認める装備を施す。

また、蔵書を管理するための管理システムを構築する。なお、管理システムは本の森施設内における図書の管理を主な目的とするものであり、京都市が運用する図書館情報システム「京（みやこ）ライブラリーネット」との連携は要しない。

オ 施設への図書の配架

上記アからエに係る図書について、テーマごとに分類し書架に配架する。配架に当たっては、面出しの手法も交えるなど子どもたちが興味・関心を持つような工夫を施すとともに、高所については図書の落下防止対策を行うものとする。

カ 什器、調度品の調達、設置

机・椅子について京都市が別途指定する仕様に基づき調達（製作）するとともに、その他の什器・調度品について京都市が別途指定する要件を満たすものを調達し、設置する。

キ 各種制作物の計画、制作、調達、設置等

本の森で使用する以下の制作物について、デザイン等を計画した上で制作し、調達・設置等を行う。

- ・本の森ロゴマーク
- ・書架テーマサイン（配架する本の案内表示）
- ・寄附者名掲出用の銘板（寄附金額に応じて複数種類の銘板を使用する）

・本の森職員用制服等（利用者に清潔感や信頼感などの好印象を与えるデザインとする）

ク ホームページ等の制作、広報活動

施設等の概要や事業内容、利用案内等を掲載する本の森専用ホームページの制作のほか、SNSアカウントの開設等を行い、京都市が別途指定する日から運用し広報活動を行う。

なお、ホームページには利用者の来館予約を受け付けるための機能を搭載するものとする。この機能の設計に当たっては、市内在住者と市外在住者の区分け設定のほか、施設利用者数等の集計において必要な情報が取得できるよう留意すること。

※集計必要項目の想定

- ・平日、休日・祝日の利用者数
- ・親子の組数
- ・利用者の年齢（未就学児は年齢ごと、その他は小学生・中学生・高校生・大学生及び大人の別）
- ・利用者の居住地等（明倫学区民・市内・府内・府外の別）

ケ 機械警備システムの導入

建物内のすべての人員が退出した後に建物内を機械警備により監視するためのシステムを、専門の事業者へ依頼し導入する。

コ 開館前内覧会・オープニングイベント

令和9年度中に予定する開館前後に行う内覧会（2回以上の実施を予定）・オープニングイベントについて、京都市と協力して開催する。

※ 現時点においては、上記の項目を想定しておりますが、詳細は指定管理者の指定後、別途協議を行うものとします。

10 その他

(1) 業務の停止及び指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

ア 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

イ 指定に関し不正の行為があった場合

ウ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合

エ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他正当な理由なく指示に従わなかった場合

オ 暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当することが判明した場合

カ 指定期間が終了するまでに、京都市が施設の供用を休止し、又は廃止する場合

キ 公の施設の管理の基準又は業務の範囲の大幅な変更等により再指定を行う場合

ク その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められる場合

(2) 市税に関する留意事項

指定管理者は、国税（法人税、消費税など）、府税（法人府民税、法人事業税など）及び市税（法人市民税、事業所税など）の納税義務者となる場合があります。このうち、事業所税については、公の施設の管理運営を行う指定管理者であっても、一定規模以上の事業を営む場合は課税の対象となる場合がありますので、応募に当たっては必ず税務を管轄する関係機関に確認してください。

(3) 労働関係法令遵守状況報告書に関する留意事項

指定管理者は、協定締結後、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書を提出していただく必要があります（詳細はホームページ「京都市入札情報館」を御覧ください）。

11 問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課（担当：渡邊、松岡）

電 話 075-222-3922（直通）

F A X 075-251-2322

電子メール kosodatesien@city.kyoto.lg.jp